

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 13 日現在

機関番号：32689

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2016

課題番号：15K16947

研究課題名(和文) 重大な触法少年事件防止のための多機関連携のあり方に関する実証的研究

研究課題名(英文) Empirical Study on Desirable Multiagency Cooperation to Prevent Serious Offences by Juveniles under 14 Years Old

研究代表者

小西 暁和 (Konishi, Tokikazu)

早稲田大学・法学大学院(法務研究科・法務教育研究センター)・教授

研究者番号：20366983

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：平成19年の少年法等の一部を改正する法律により触法少年事件の対応に変更が加えられた。本法施行以降、事件発生後の対応については、その変更された仕組みに基づいて各関係機関が一定の運用を行っている。一方で、重大な触法少年事件の発生防止のために、学校・教育委員会、警察、児童相談所といった各行政機関が積極的に連携し対応している地域があるほか、子どもの居場所づくりという観点から民間主導で予防的に活動している地域があることも判明した。

研究成果の概要(英文)： Through the enactment of the Act on the Partial Revision of the Juvenile Act, etc. in 2007, the way to deal with the cases of juveniles under 14 years old who committed offences was changed drastically. Since the enforcement of this Act began, based upon the changed procedure in juvenile justice system, the bodies concerned have handled the cases of juveniles under 14 years old who committed offences. Meanwhile, we could find that there are some areas where administrative bodies, such as schools, board of education, police and child guidance center, cooperate actively in order to prevent the incidence of serious offences by juveniles under 14 years old, and other areas where private sector groups like nonprofit organizations operate in terms of "creating spaces for children" and serve for the prevention of these offences.

研究分野：刑事法学

キーワード：少年非行 学校教育 少年警察 児童福祉 少年保護司法 少年院 児童自立支援施設 居場所

1. 研究開始当初の背景

(1)平成19年の少年法等の一部を改正する法律(以下、「平成19年改正法」という。)により、触法少年事件の対応に変更が加えられた。一定の重大事件等の場合に警察官から児童相談所、児童相談所から家庭裁判所への原則送致手続が設けられたほか、少年院収容下限年齢を「14歳未満」から「おおむね12歳未満」にし、触法少年をも少年院へ収容できるような変更が行われた。

(2)しかし、当該触法少年の年齢は義務教育期間と重なり合いがあり、第一次的には学校が対応しているため、学校が中心となって「早期発見・早期対応」を図ることができれば、そのような重大な触法少年事件を未然に防止することができる。

(3)このようななか、一定の地域では、学校が中心となって、警察や児童相談所等の関係機関と画期的な多機関連携の仕組みを構築し対応している。

2. 研究の目的

本研究は、重大な触法少年事件防止のための多機関連携のあり方に関する実証的研究を行うことを目的とする。

3. 研究の方法

(1)本研究では、第1年度・第2年度をとおして、先行研究・公的記録・統計データ等を収集し、その整理・分析を行う「資料の収集」、触法少年事件防止のために画期的な多機関連携の仕組みを構築している関係機関等への質問紙・聞き取り調査を行う「実態調査」、前二者で得られたデータの検証を研究協力者とともに「検討会の開催」、並びに、研究成果を論文や学会発表等を通じて社会へ広く発信するための「研究成果の取りまとめ」を行った。

(2)第1年度では、各項目について、以下のとおり調査研究を行った。

「資料の収集」に関しては、関連する論文や書籍を収集したほか、国立国会図書館等に所蔵されている政府作成の統計資料なども収集し、その資料の整理・分析を行った。

「実態調査」に関しては、「資料の収集」で得られた分析結果等も踏まえながら、横浜市児童相談所と神奈川県警察本部生活安全部へ質問紙・聞き取り調査を行った。また、その後の調査研究の進捗により、触法障害児の支援を行っている国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、知的障害児の学校教育と入所施設支援を行っている東京都立七生特別支援学校と東京都七生福祉園、並びに、子どもシェルターを運営している社会福祉法人カリヨン子どもセンター、NPO法人子どもセンターてんぼ、及びNPO法人子どもセンター帆希に対しても聞き取り調査などを実

施した。

「検討会の開催」に関しては、上記「資料の収集」や「実態調査」を行う毎に研究協力者も交えて実施し、それまでの研究内容を検討するとともに、今後の方向性について協議した。

(3)第2年度では、各項目について、以下のとおり調査研究を行った。

「資料の収集」に関しては、第1年度で収集しきれなかった不足分を補充するとともに、収集した資料の整理・分析を行った。

「実態調査」に関しては、「資料の収集」で得られた分析結果などを踏まえながら、以下二方面から行った。第一は、重大な触法行為を行い、施設収容処分を受けた事件の調査研究であり、具体的には触法少年を収容する施設を中心として、赤城少年院、筑紫少女苑、福岡少年院、和泉学園、国立武蔵野学院、並びに国立きぬ川学院への質問紙・聞き取り調査を行った。第二は、多機関連携により、重大な触法行為を未然に防止できた事件の調査研究であり、具体的には多機関連携が全国的に見ても積極的に行われている福岡県警察本部北九州少年サポートセンター、北九州市教育委員会少年サポートチーム、並びに北九州市子ども総合センター(児童相談所)といった北九州地域の関係機関のほか、「子どもの居場所づくり」によって触法行為などの未然防止に寄与している民間組織として、日本ガーディアンエンジェルズ北九州支部北九州ドロップインセンターやNPO法人こどもの里への質問紙・聞き取り調査を行った。

「検討会の開催」に関しては、上記「資料の収集」や「実態調査」を行う毎に研究協力者も交えて実施し、それまでの研究内容を検討するとともに、研究期間満了までに行うべき補足調査事項を協議した。

そして、「研究成果の取りまとめ」に関しては、平成28年度末に集中的に、第1年度・第2年度で行った各種の調査研究を踏まえた本研究の総括を行った。

4. 研究成果

(1)本調査研究をとおして、触法少年事件の推移について主に以下の点が判明した。

触法少年の補導人員及び人口比がここ数年減少していると言われていたが、その要因は窃盗と横領事件の減少であって、それらを除いた触法行為では補導人員及び人口比ともに減少しているとまでは言えず、暴行や傷害事件などはむしろ増加傾向であること。

本改正により新設された、触法少年事件を警察官から児童相談所長へ「送致」する制度はある程度機能し、全国で年間200件程度存在すること。その一方で、「原則送致」を義務付ける一定の重大事件(少年法6条の6第1項1号)は各都道府県で年間1件~数件程

度しか存在しないこと。

警察が受理した触法少年事件のうち、非行場所別状況についてみると、本統計資料が公開されている平成12年以降、「学校・幼稚園」を非行場所とする割合が年々増加していること(平成12年:4.8% 平成27年:8.3%)。本傾向については、上記「 」のように地域で触法行為を行う割合が減少していることともあると思われるが、平成19年改正法以前から、警察と学校との連携が少しずつ積極的に行われるようになってきていることが推察される。

警察が受理した触法少年事件については、児童相談所長への送致、児童相談所等への通告のほか、警察における補導の措置(警察限りで手続を終了させること)といった3つの手続が存在する。これらについて、児童相談所長への送致は全触法少年事件件数中約1.6%(平成20年から平成27年までの平均値)前後で推移しているなか、警察における補導の措置の割合が年々減少し(平成12年:75.5% 平成27年:53.5%)、その一方で児童相談所等への通告の割合が年々増加していること(平成12年:24.5% 平成27年:44.5%)。本傾向は平成19年改正法以前からのものであり、警察と児童福祉関係部局との連携が少しずつ積極的に行われるようになってきていることが推察される。

(2)平成19年改正法により、小学生年齢で重大な触法行為を行った少年を少年院に収容できるよう、一定の少年院に専用の小学生寮が設置された。

しかし、調査研究の結果、上記のような事件件数の推移があるなか、平成19年改正法施行から約10年が経とうとする今現在においても、小学生年齢の少年院被収容者は未だ一件も存在していなかった。そのため、当該専用寮は、例えば少年院内でインフルエンザを発症した少年がいた場合に感染予防のために当該少年を収容するのに使用したり、あるいは被収容少年と保護者との特別面会時に使用したりするなど、別の用途に利用されている状況であることが判明した。

なお、触法少年も少年院に収容されるようになってはいるが、そのほとんどが14歳と近い年齢であった(平成19年改正法施行以降64名が収容されており、うち2名が12歳で、残る62名が13歳年齢時に収容されている)。そのため、小学生年齢の触法少年に対しては専用の処遇方法が模索されているものの、平成19年改正法施行以降に新たに収容されることになった14歳未満で中学生年齢の少年に対しては14歳以上の少年と大差なく一体的に収容・処遇を行っていることもわかった。

(3)調査研究を進めるにつれ、触法少年につ

いては触法行為だけでなく、貧困、虐待、いじめ、不登校、障害などその他の問題性もかかえており、触法行為がそれらとも密接にかかわりがあることも判明した。そして、そうした問題性をかかえた子どもたちに対しては、学校を始めとした行政機関による各問題性に対する働きかけだけでなく、地域でそうした子どもたちを包括的に受け入れ、問題性が深刻化する前に未然防止的に働きかけを行う「子どもの居場所づくり」も近年着目されつつあることがわかった。

このように、触法少年事件防止のために、神奈川県や北九州地域のように、学校・教育委員会、警察、児童相談所などの行政機関が積極的に連携し、行政機関主導で予防的活動を行っているところもある一方で、「子どもの居場所づくり」の観点からNPO法人など民間団体が主導となり、地域でそういった子どもたちを受け入れる居場所を設置し、そこが予防的に機能しているところもあることが判明した。

<参考文献>

警察庁生活安全局少年課「少年の補導及び保護の概況」

法務省大臣官房司法法制部司法法制課「矯正統計年報」

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計1件)

小西暁和、石井花梨、金子重紀、岡總志、子どもシェルターの現状と課題 - 機関・団体連携を視野に、司法福祉学研究第16巻、査読無、2016年、115-119頁

[学会発表](計2件)

小西暁和、子どもシェルターの現状と課題 - 機関・団体連携を視野に - (分科会企画・コーディネート)、日本司法福祉学会第16回全国大会、2015年8月9日、早稲田大学(東京都新宿区)

三枝功侍、触法少年事件における2007(平成19)年少年法等一部改正の影響についての考察(自由研究報告)、日本司法福祉学会第16回全国大会、2015年8月9日、早稲田大学(東京都新宿区)

[その他]

ホームページ等

早稲田大学社会安全政策研究所(WIPSS)

<http://www.waseda.jp/prj-wipss/>

6. 研究組織

(1)研究代表者

・小西暁和(KONISHI, Tokikazu)

早稲田大学・法学学術院・教授

研究者番号：20366983

(2)研究協力者

- 江崎澄孝 (EZAKI, Kiyotaka)
早稲田大学社会安全政策研究所招聘研究員、神奈川県指定自動車教習所協会専務理事
- 三枝功侍 (SAIGUSA, Kouji)
早稲田大学社会安全政策研究所事務局員、同大学大学院法学研究科博士後期課程